

令和6年第3回定例会本会議資料要求・予算特別委員会

(令和6年9月18日)

案件	関係部局	資 料 件 名	備 考
議案第40号	環境部	廃棄物の適正処理推進事業の概要	
	福祉保健部	1 補聴器購入費助成事業の利用者が購入した補聴器の価格帯及び店舗等について	
		2 新型コロナワクチン予防接種後健康被害救済制度申請件数・認定件数	
	3 新型コロナワクチンに係る予防接種後健康被害救済制度申請種類別申請件数・認定件数(令和6年8月31日時点)		
4 小金井市がん患者ウイング・補正具購入費等助成金利用状況について(令和6年4月から令和6年7月までの申請分)			
子ども家庭部	1 多様な他者との関わりの機会の創出事業について		
	2 小金井市保育サービス推進事業補助金及び小金井市保育力強化事業補助金の実績等について		
	3 小金井市保育士等キャリアアップ補助金について		
学校教育部	1 教育振興消耗品の購入について		
	2 令和6・7年度人権尊重教育推進校における東京都発出文書		
	3 読み書きに困難を抱える児童・生徒の支援について		
	4 令和5年度 小金井市教育相談所発達検査実施状況		



### 廃棄物の適正処理推進事業の概要

#### 1 事業名称

リチウムイオン電池等混入防止事業

#### 2 事業目標

2030年に、市内ごみ処理施設におけるリチウムイオン電池等の混入による火災の発生件数を0件とすることを到達目標とする。

#### 3 こつこつカメちゃん着ぐるみ衣装作製について

近年多発しているリチウムイオン電池の発火事故は、リチウムイオン電池使用製品が混入した収集ごみが収集車両内における加圧状態から発熱し、他のごみを燃焼させてしまうことが要因となっている。

次々と新たな製品が流通するリチウムイオン電池使用製品の混入防止に当たっては、恒常的に注意喚起を促す必要があり、「こつこつ分別・ごみ減量」をキャラクターイメージとしている「こつこつカメちゃん」による普及啓発の強化を図ることとし、着ぐるみ衣装の作製及びその活用を進める。

#### 4 着ぐるみ衣装の仕様等

##### (1) 主な仕様

ア 身長160～170cm程度の演技者が着用してもイメージを損なわないつくりにする。

イ 長時間の着用が可能で、バッテリーで稼働する送風式のものにする。

ウ 視界を広く取り、足下を見やすいものにして、演技者と周囲の安全に配慮したつくりにする。

エ 素材はボア生地等の肌触りの良いものとする。

オ 手は物が掴めるつくりにする。

カ 足底は屋内、屋外どちらにも対応できるつくりにする。

##### (2) 附属品

ア バッテリー 2個

イ バッテリー充電器 1台

ウ 着ぐるみ収納用バッグ及びキャリーケース

エ 自立用骨組み

補聴器購入費助成事業の利用者が購入した補聴器の価格帯及び店舗等について

価格帯	購入店舗等					合計
	補聴器専門店	院内店舗	眼鏡店	WEB		
30,000円～99,999円	1	0	0	1		2
100,000円～199,999円	6	4	1	0		11
200,000円～299,999円	5	4	0	0		9
300,000円～399,999円	6	3	0	0		9
400,000円～499,999円	9	4	2	0		15
500,000円～	1	0	0	0		1
	28	15	3	1		47

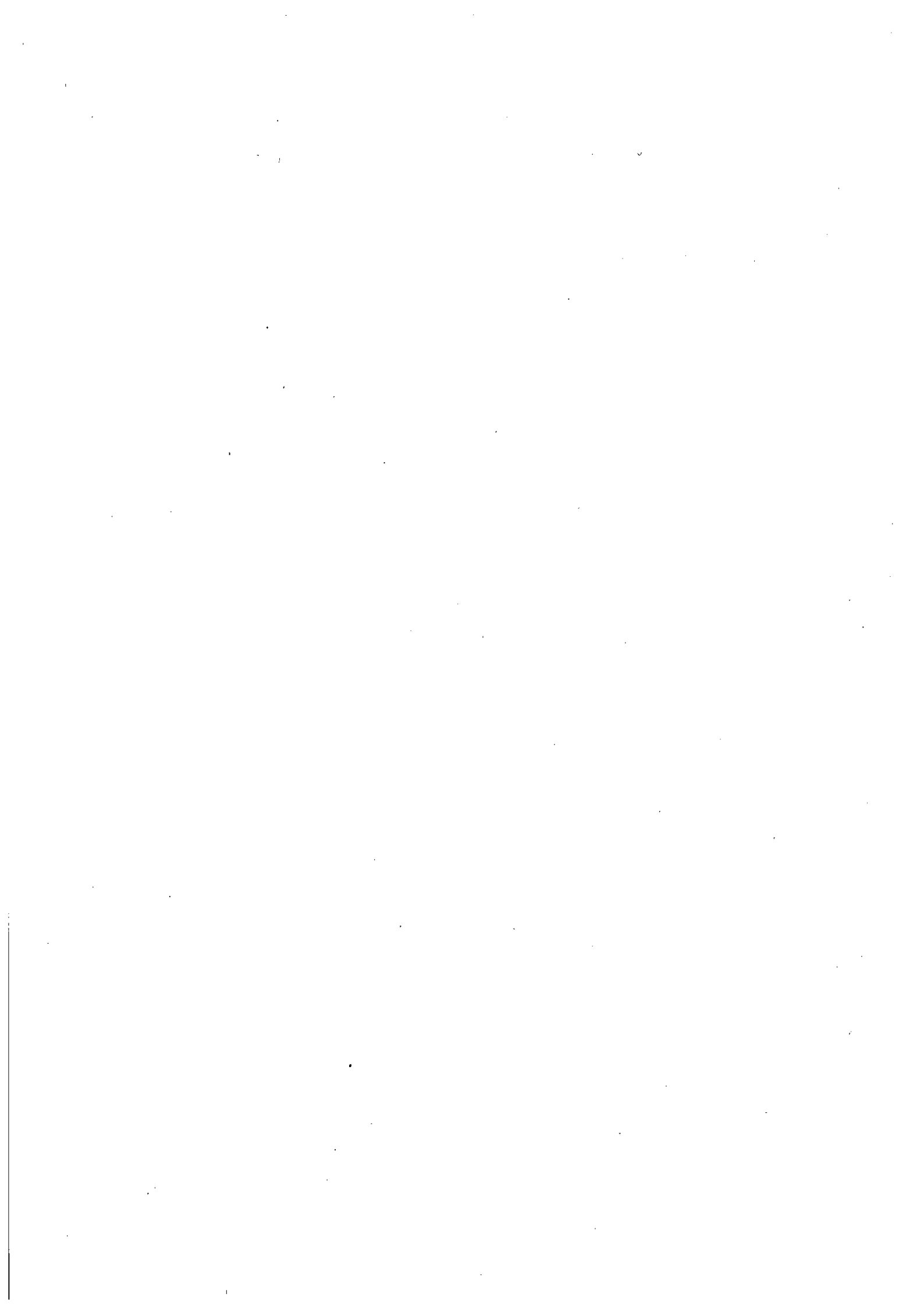
※令和5年度の実績

新型コロナワクチン予防接種後健康被害救済制度申請件数・認定件数

申請年度	申請件数	認定件数
令和3年度	1件	0件
令和4年度	5件	0件
令和5年度	1件	5件
令和6年度	1件	0件

※認定件数は当該年度に認定されたもので、前年度以前の申請分を含む。

※令和6年度は、令和6年4月1日から同年8月31日までの申請・認定件数



新型コロナワクチンに係る予防接種後健康被害救済制度申請  
種類別申請件数・認定件数(令和6年8月31日時点)

	申請件数	認定件数
医療費・医療手当	8	5
障害児養育年金	0	0
障害年金	0	0
死亡一時金	1	0
葬祭料	1	0

小金井市がん患者ウィッグ・補正具購入費等助成金利用状況について  
(令和6年4月から令和6年7月までの申請分)

品目	件数	助成額
ウィッグ	22	432,900円
胸部補正具	4	77,400円



## 多様な他者との関わりの機会の創出事業について

### 1 多様な他者との関わりの機会の創出事業の目的

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「保育所等」という。）を利用していない未就学児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験又は経験を通じて、非認知能力の向上等、子供の健やかな成長を図ることを目的とする。あわせて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援することにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

### 2 国制度「こども誰でも通園制度（仮称）」との違いについて

事業目的はおおむね同じであるが、対象児童（国事業：0歳6か月～2歳児、都事業：（原則）0歳～2歳児）、利用時間（国事業：月10時間上限、都事業：上限無し）、負担割合（国事業：国3/4、区市町村1/4、都事業：都10/10）などの違いがある。

### 3 一時預かり事業（一時保育）との違いについて

一時預かり事業の対象児童は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児（0歳～5歳児）であるが、本事業の対象児童は、保育所等に通っていない、又は在籍していない0歳～2歳児（原則）となっている。

### 4 実施予定施設

特定保育施設18施設（全44施設）、特定地域型保育事業2施設（全8施設）、認証保育所1施設（全3施設）の計21施設（本補正予算要求）

※ 私立幼稚園4施設（全6施設）は、本年10月から実施予定（予算措置済み）

### 5 実施内容

上記21施設は、本事業における意向調査を実施した結果、実施の意向を示した施設であり、実施日数及び料金等、今後事業実施に向けた協議を行う予定である。

### 6 主な補助内容

(1) 運営費（年間受入日数に応じた補助基準額）1施設当たり年額

104日未満の場合7,968千円、105日から208日までの場合12,398千円、209日以上の場合14,596千円

(2) 開設準備経費

事業実施に必要な改修費、備品購入経費等1施設当たり4,000千円

※ 負担割合は、都10/10

### 7 本補正予算積算根拠

(1) 運営費 7,968千円×21施設=167,328千円

(2) 開設準備経費 4,000千円×21施設=84,000千円

小金井市保育サービス推進事業補助金及び小金井市保育力強化事業補助金の実績等について

(単位：円)

小金井市保育サービス推進事業 (対象：認可保育所等)	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額	補正予算額
1 特別保育事業等推進加算 障害児保育、アレルギ一見対応、外国人児童の受入れ等	72,773,000	88,445,000	98,040,000	94,482,000	—
2 地域子育て支援推進加算 小中学生の育児体験の受入れ、出産を迎える親の体験学習等	—	—	—	—	42,000,000
3 <u>とうきょう すくわくプログラム【追加】</u>	—	—	—	—	—
小金井市保育力強化事業 (対象：認証保育所、多様な他者との関わりの機 会創出事業等【追加】)	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額	補正予算額
1 特別保育事業等推進加算 障害児保育、アレルギ一見対応、外国人児童の受入れ等	1,674,000	2,895,000	3,182,000	3,015,000	1,950,000
2 地域子育て支援推進加算【追加】 小中学生の育児体験の受入れ、 <u>出産を迎える親の体験学習等</u>	—	—	—	—	3,950,000
3 <u>とうきょう すくわくプログラム【追加】</u>	—	—	—	—	3,000,000
4 認証保育所独自の取組加算 育児講座・育児相談、看護職配置等【追加】	500,000	500,000	400,000	400,000	3,375,000

## 小金井市保育士等キャリアアップ補助金について

### 1 補助目的

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図る。

### 2 補助対象施設

認可保育所、認定こども園、特定地域型保育事業、認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）、定期利用保育事業及び病児・病後児保育事業

### 3 主な補助要件

次に掲げる事項のいずれも実施していること。

- (1) 職員のキャリアパス（職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等）要件を定めるとともに、それに応じた賃金体系を定めていること。
- (2) 福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表を行っていること（認可保育所、認定こども園及び認証保育所に限る）。
- (3) 情報公開等の取組（財務情報の公表、モデル賃金等の公表、非常勤職員の賃金改善）を行っていること。
- (4) キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を行う職員は、キャリアアップ研修を1分野以上修了していること。

### 4 補助対象経費の概要

#### (1) キャリアアップ補助金Ⅰ（既存分）

職員の賃金改善に要した費用

#### (2) キャリアアップ補助金Ⅱ（追加分）

処遇改善等加算Ⅱ（※1）における加算対象人数の上限（※2）を超えて職務分野別リーダーを配置した場合の処遇改善に要する費用（月額5千円）

※1 処遇改善加算とは、施設で働く職員の処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算項目であり、ⅠからⅢまで設けられている。処遇改善等加算Ⅱは、副主任保育士等（月額4万円の処遇改善）及び職務分野別リーダー等（月額5千円の処遇改善）を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し処遇を改善した施設に対し、公定価格において加算が支払われる。

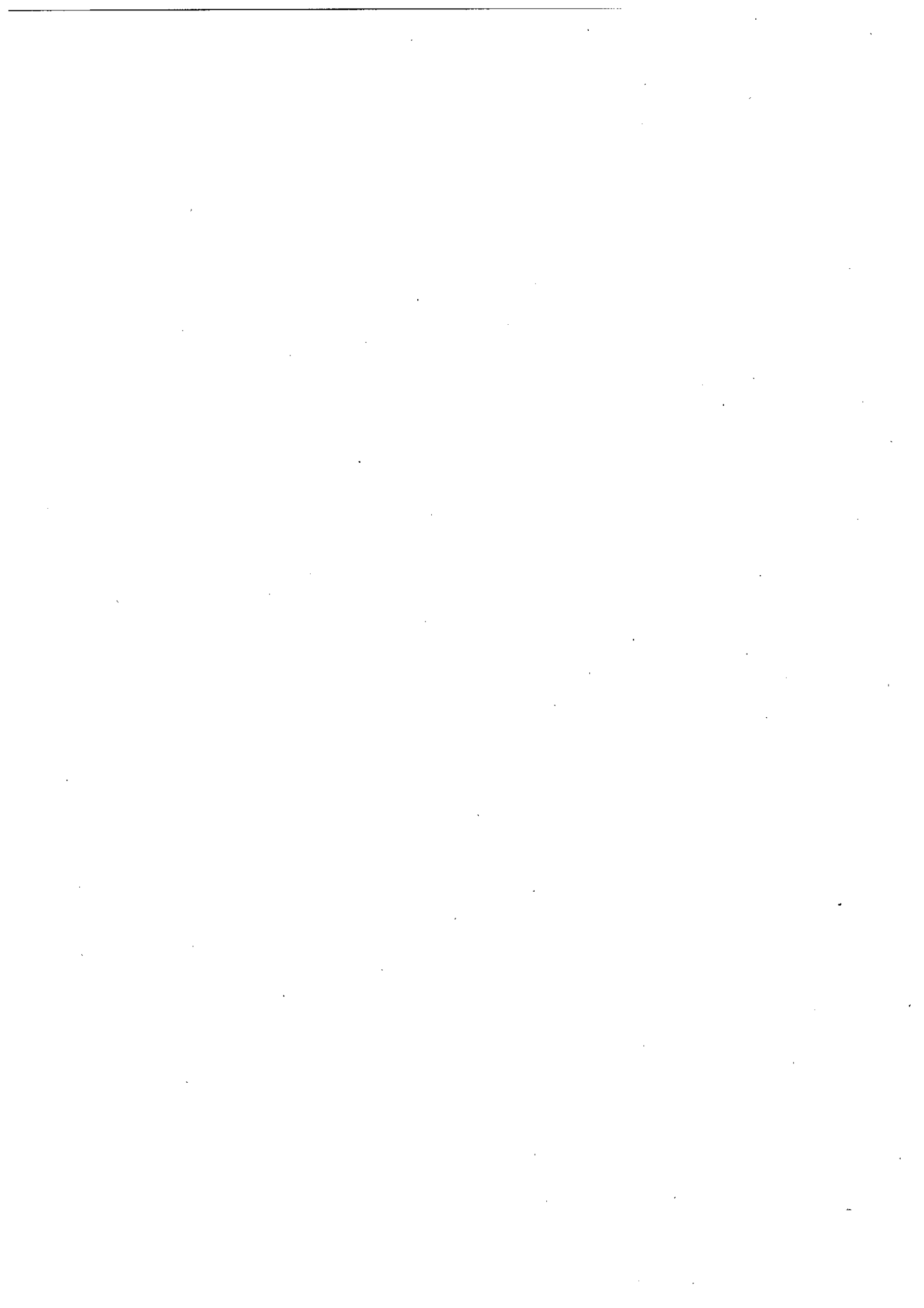
※2 加算対象人数の上限は、園長及び主任保育士を除く保育士等の全体の5分の1

令和6年第3回定例会  
(予算特別委員会)  
議案第40号資料

令和6年9月18日  
学校教育部学務課

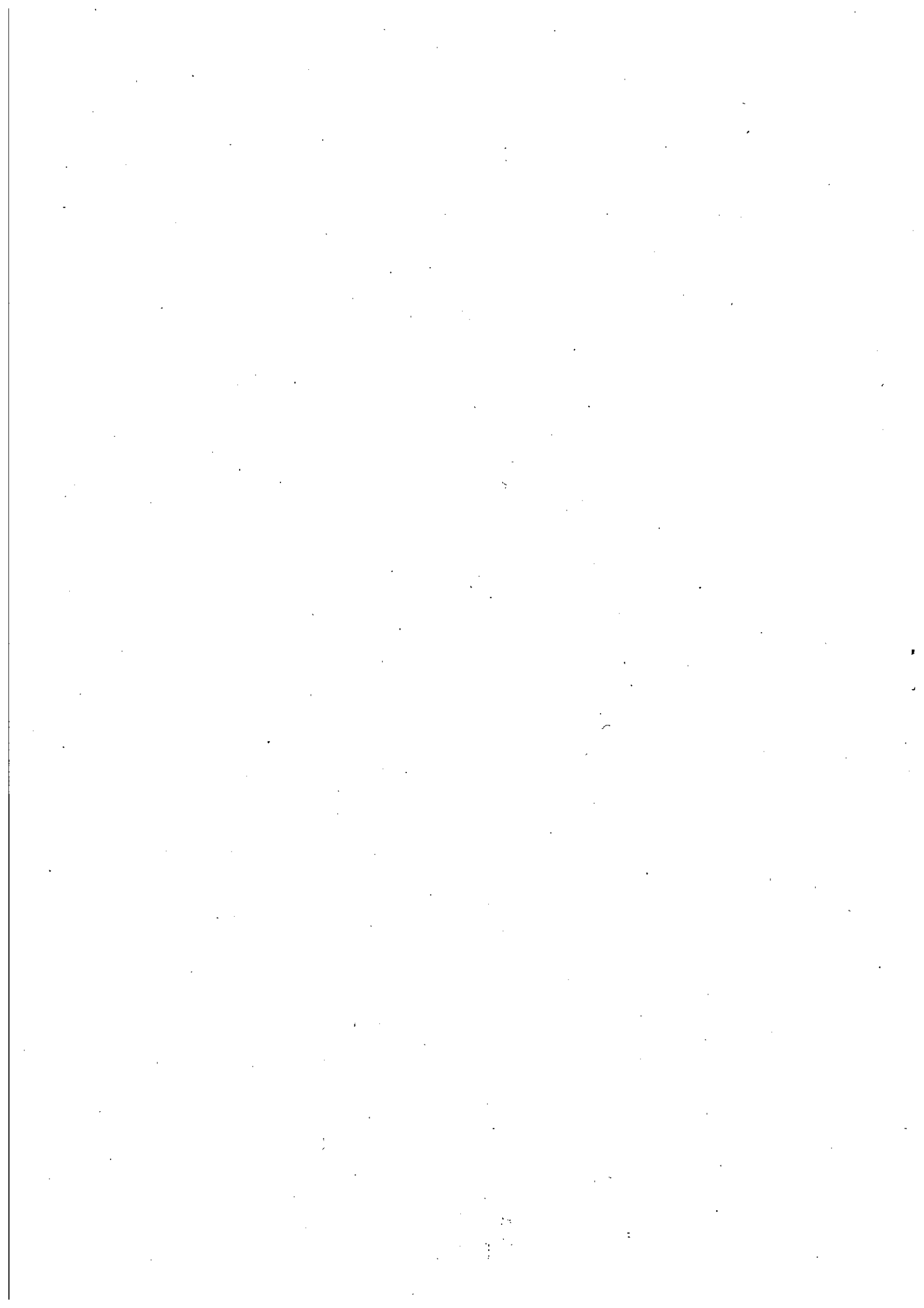
### 教育振興消耗品の購入について

- 1 書名  
「池上彰と学ぶ「お金」と「社会」の学校」
- 2 出版社  
学研プラス
- 3 発売日  
令和4年2月10日
- 4 著者等  
池上 彰 (監修)
- 5 内容 (出版社書籍紹介サイトより)  
クレジットカード、電子マネー、仮想通貨、貯蓄、投資、年金、格差問題など、お金や経済に関する知識とリテラシーが身につく本。お金を知ると、社会のしくみを理解することができて、自分の人生への意識も高くなる。



令和6・7年度人権尊重教育推進校における東京都発出文書

令和6・7年度人権尊重教育推進校の決定について(通知)・・・・・・・・・・・・・・・・	1
人権尊重教育推進校設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2





5 教指企第943号  
令和5年12月14日

小金井市教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長  
浜 佳 葉 子  
(公印省略)

令和6・7年度人権尊重教育推進校の決定について (通知)

このことについて、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1 令和6・7年度人権尊重教育推進校として決定した学校

小金井市立緑中学校

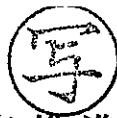
2 その他

- (1) 校長及び教育委員会の人権教育担当指導主事等を対象とした令和6年度第1回人権尊重教育推進校委員会を、令和6年4月に東京都教職員研修センターにおいて開催する予定です。詳細は後日お知らせします。
- (2) 令和6年度人権尊重教育推進校は、令和5・6年度指定の学校と合わせて、別紙のとおり、区市町村立学校44校、都立学校6校の計50校となります。
- (3) 本事業は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和6年4月1日に確定します。

担 当

東京都教育庁指導部主任指導主事 長友 慎吾  
東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事 小野 憲明  
東京都教育庁指導部指導企画課指導主事 長島 寛和  
電 話 03 (5320) 6837





# 人権尊重教育推進校設置要綱

## 1 趣旨

東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）は、東京都人権施策推進指針及び都教育委員会の教育目標、基本方針に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校（以下「推進校」という。）を設置する。

## 2 設置校数

区市町村立学校及び都立学校合わせて50校程度を設置する。

## 3 設置期間

原則、2年間とする。

## 4 内容及び研究主題

### (1) 内容

- ア 東京都の実態に即し、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組み、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。
- イ 相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち、自立した個人を育てる教育を行う。
- ウ 幼児・児童・生徒の発達段階に即し、各推進校が作成する指導計画に基づき、領域、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等の特質に応じて、教育活動全体を通して研究・実践を進める。
- エ 学校や地域の実態を踏まえ、都教育委員会の教育目標、基本方針に示された人権教育推進上の諸課題に沿う研究・実践を進める。

### (2) 研究主題

推進校は、学校及び地域の実態に即し、具体的な研究主題を設定する。

## 5 手続

推進校は、区市町村立学校及び都立学校から募り、都教育委員会が決定する。

## 6 経費

- (1) 都教育委員会は、研究・実践に必要な経費を予算の範囲内で支出する。
- (2) 都教育委員会は、区市町村立学校（出張所管内の町村は除く）については、当該の教育委員会に委託書を交付し、別途定める支払基準により、委託料を支払う。

## 7 その他

- (1) 都教育委員会及び推進校を設置している区市町村教育委員会は、推進校に対して適切な指導・助言を行うものとする。
- (2) 推進校は、教職員の人権課題に対する正しい理解と認識を深め、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育担当を設置するなど、校内の推進体制を確立するよう努める。
- (3) 推進校は、人権教育プログラム（学校教育編）に掲載されている実践・指導事例等を活用し、学校や地域の実態に応じて人権課題を取り上げた指導を行うものとする。
- (4) 推進校は、研究・実践についての概要をまとめた報告書を各年度末に都教育委員会に提出する。
- (5) 推進校は、都教育委員会が開催する研究と推進に関する各種会議等に出席を求められることがある。
- (6) 推進校は、自校における人権教育に関する研究・実践の成果について、研究発表を行うなど他校への普及・啓発に努める。
- (7) 都教育委員会は、別に定める11のブロックごとに連絡会を設け、推進校における研究・実践の成果の普及に努める。

附則 この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

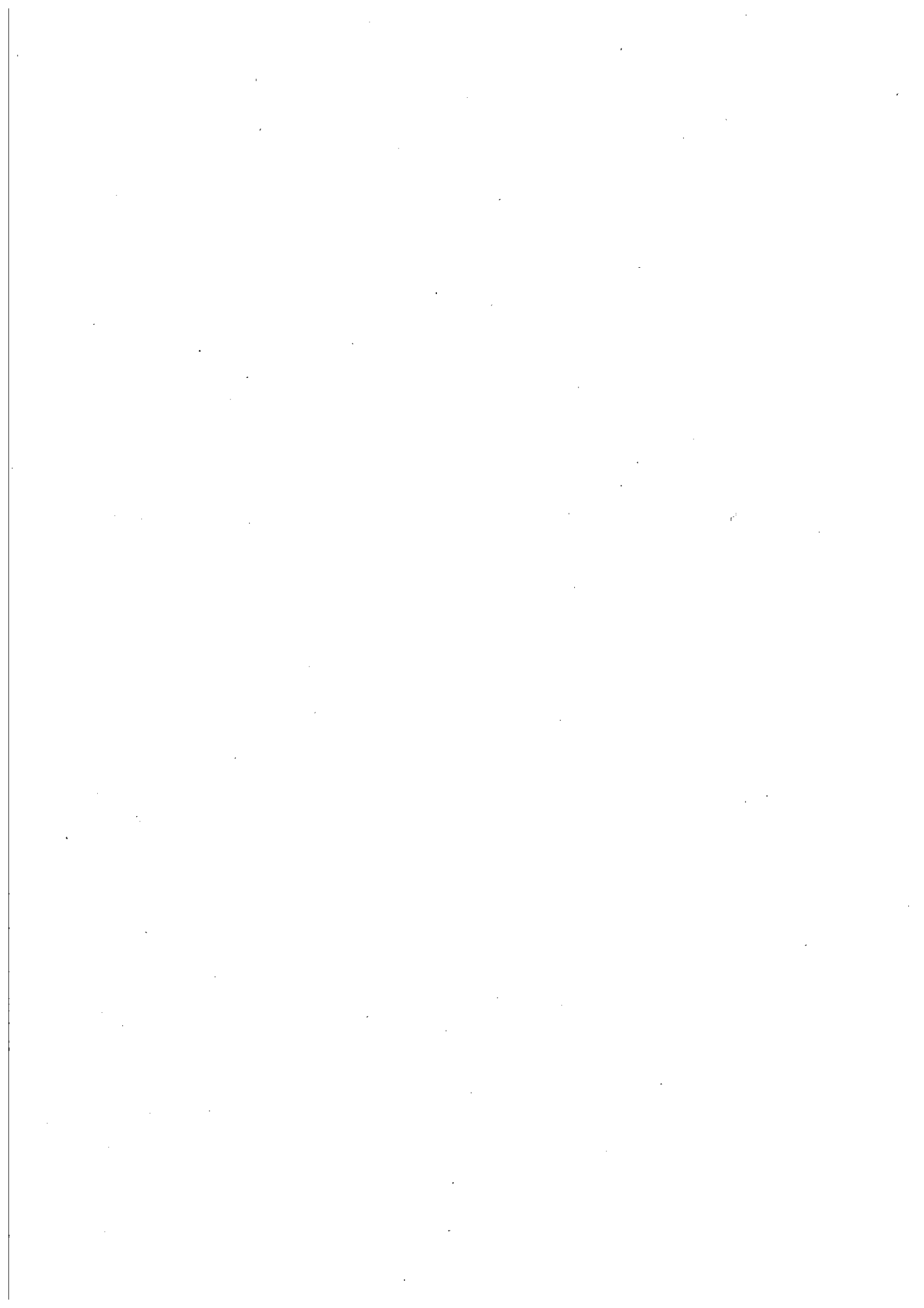
附則 この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

## 読み書きに困難を抱える児童・生徒の支援について

- 1 読み書きに困難を抱えていると思われる児童・生徒数（令和6年9月10日現在）  
50人  
※学校及び保護者から読み書きに困難を抱えている可能性があるとの報告があった児童・生徒
- 2 本市におけるこれまでの取組について
  - (1) 研修
    - ・平成28年度小金井教育の日第三部講演会「ディスレクシア当事者の体験談」
    - ・平成29年度夏季特別支援教育研修会  
研修テーマ「教室の子供の困りごとと小学校段階における支援」
    - ・平成30年度夏季特別支援教育研修会  
研修テーマ「教室の中の気になるあの子から発想した支援の方法」
    - ・令和6年度夏季特別支援教育研修会  
研修テーマ「読み書きの困難さからの学習支援」
    - ・令和6年度 東京小金井ライオンズクラブ寄贈「読み書き困難指導・支援講座」
  - (2) 教材支援
    - ・音声教材BEAMの活用  
※BEAMは、教科書の音声を聞くことができるもの
    - ・デージー教科書の全校での活用  
※デージー教科書は、通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声を同期させて読むことができるもの
  - (3) 特別支援教育
    - ・特別支援教室での指導・支援
    - ・通級指導学級（こだま学級）での指導・支援
- 3 多摩地域における他市の取組について  
読み書き困難等支援事業に関する取組の事例無し



令和5年度 小金井市教育相談所発達検査実施状況

1 教育相談所で実施できる主な発達検査

- ・ WISC-IV
- ・ K-ABC
- ・ 田中ビネー知能検査
- ・ STRAW-R

2 発達検査実施件数

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
WISC-IV	6	8	17	15	34	32	23	18	22	15	4	8	202
K-ABC	2	0	0	2	0	0	3	0	1	3	1	3	15
田中ビネー 知能検査	0	1	1	6	2	1	1	0	0	0	0	0	12
STRAW-R	1	2	4	1	0	2	1	3	0	3	3	1	21